

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された令和四年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙の候補者関口昌一の選挙運動に関する収支報告書に関し、令和五年十月二十六日に出納責任者神尾高善から訂正する旨の報告があつたので、令和五年五月二十六日付け埼玉県選管告示第三十六号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

令和五年十一月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

ページ 表中 行

十四 期間 一

5月1日から

誤 正

5月10日から